

令和2年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(火) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	杉山 邦利	8	渡邊 博美
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 9号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第25号 非農地証明願の裁定について
- (6) 議第26号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 杉山邦利委員、8番 渡邊博美委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第9号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第9号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第9号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第10号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 9番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は市民文化センターから東に約300mのところのところに位置します。

申請地は調整区域内の農地で、深良372番と382番の2筆が農用地区域となります。地目は、公簿で372番と382番が田、383番が畑となります。面積は3筆合計で1,896㎡です。

申請地は、平成23年に渡人が相続により取得しましたが、渡人は、市外在住で耕作をしていくことが難しく売却等を考えていたところ、稲作を行うため水田を探していた受入との間で話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受入と受入の家族が行いますが、受入は30年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま

す。申請地取得後の経営農地は5,064㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、車で15分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

計画によると、水稻、及び露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま

議 長

ただ今の議第23号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2、3は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2、3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 6番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は須山浅間神社から北に約100mと約150mのところに位置します。申請地の面積は渡邊さん所有の農地が538㎡、杉山さん所有の農地が208㎡で、2筆とも調整区域内の農地で、地目は登記・現況とも畑となります。申請地は、渡邊さん、杉山さんともに平成16年に相続により取得しましたが、実際の利用形態に合わせた名義に変更するため、所有権を交換をすることで両者で話がまとまり、今回の申請に至りました。申請者の状況ですが、まず渡邊さんにつきましては、本人と妻の2人で耕作を行います。本人、妻ともに30年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま。申請地取得後の経営農地は3,995㎡で、下限面積を満たしています。通作距離は自宅から約50mです。他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。次に杉山さんについてですが、本人、妻、子の3人で耕作を行います。本人と妻は、ともに30年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま。申請地取得後の経営農地は14,867㎡で、下限面積を満たしています。通作距離は自宅から約100mです。他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。計画によると、渡邊さんは野菜、杉山さんは野菜とお茶を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第23号 番号2、3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号2、3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、景ヶ島駐車場の北側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
受人は、平成28年の裾野市道路改築工事により店舗付住宅を取り壊すこととなったため、移転先となる代替地を探していました。
渡人は、高齢で農作業ができず、後継者もないため、土地の売却を考えており、
受人に土地を売却することに承諾したため、申請するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、店舗併用住宅の計画について市まちづくり課との協議の上許可される見込みが立っており、他法との調整が図られていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は道路、北側・南側は雑種地、西側は農地に接しています。
敷地の周囲は、20cm程度の見切コンクリートで囲み、雨水が申請地外に影響を及ぼさないよう配慮されています。汚水は、合併浄化槽を経由し、集水桝を経て、道路側溝へ放流します。

西側に渡人の農地が残りますが、隣接する資材置き場の敷地拡張用地として、転用が計画されています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長

ただ今の議第24号 番号1について質疑等がありましたら、お願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全員一致で決定することに決定します。
次に、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読、投影写真による説明)

議 長

続きます。地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良文明寺の約90m南側に位置します。

現況は休耕地となっています。

借人は、貸人の息子であり、現在は家族3人で借家に居住しています。今後の生活設計を考え、自己住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、実家の隣接地へ分家住宅を建築することに承諾が得られたため申請するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は宅地・道路、南側は道路・貸人農地、北側・東側は貸人農地に接しています。

申請地は、碎石敷きとし、雨水は場内自然浸透となります。隣接する農地との境となる北側・東側の一部は見切りコンクリートで区切られます。

汚水は、合併浄化槽を経由し、西側側溝へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第24号 番号2について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第25号 非農地証明願の裁定について 事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。議第25号 非農地証明願の裁定について

(議案朗読・投影写真による説明)

議長

続きます。地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、千福公民館の約130メートル南西側に位置します。

願出地の現況は、願出人の姉の住宅敷地の一部として使用されておりましたが、現在は空き家となっています。面積は767㎡です。

願出人は、平成5年に相続により願出地の持分21分の17を取得し、その後、他の共有者が持分放棄をしたため、平成28年以降は願出人の単独所有になっています。

願出地は願出人の姉の居宅として利用してきましたが、5年ほど前に別の場所へ転居したため、以降は空き家となり現在に至っています。

願出地内には居宅の他、物置が建っていますが、いずれも線引き前に建てられた建物であり、建築基準法の手続きは不要であることを市の担当課で確認しています。

また、現在ある住宅を建て替える際には、願出地も敷地として認められることを市

の担当課で確認しています。

これまでの使用実態から、建築物等の敷地として相当の物であり、かつ、建築後10年以上経過しており農地への復元が容易ではないと認められます。

不要

願出地の西側、北側、東側に農地がありますが、既に40年以上宅地として利用されていることから周辺農地への影響はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第25号について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第25号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第26号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第26号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、東中学校から北西へ約400mに位置します。

農振農用区域の農地で、地目は公簿、現況ともに畑です。

面積は、1,451㎡です。

貸人は、平成24年に相続により、妻との共有名義により農地を取得しましたが、全ての農地を耕作することは難しく、一部の農地について貸付を考えていたところ、長泉町内で露地野菜の作付け、販売を行っている借人との間で話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人の経営農地は約4,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第26号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

(議案朗読、投影写真による説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、須山浅間神社から北へ約400mと約600mに位置します。
利用権設定地は合わせて12筆あり、全て調整区域内の農地です。、地目は、公簿で畑が8筆、山林が3筆、原野が1筆、現況は全て畑です。
面積は、12筆合計で17,963㎡です。
貸人は、昭和52年に相続により農地を取得しましたが、一部の農地について貸付を考えていたところ、当時、経営拡大を図っていた借人との間で話がまとまり、今日まで賃貸借契約により貸付を行ってきましたが、今後は農地中間管理事業を活用し改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は認定農業者であり、お茶の専業農家です。経営農地は、今回の利用権設定地と合わせ約44,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は10年間で、12筆合計で年額30万円の賃貸借によるものです。
耕作管理計画によると、引き続きお茶を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第26号 番号2について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～5は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～5

議長 続きまして、地区担当委員 1番 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は富岡第二小学校から北東へ約400mに位置します。
利用権設定地は3件合わせて10筆あり、主要な面積を占める4筆が農業振興地域

内の農地、残り6筆は調整区域内の農地です。

地目は、公簿で畑が6筆、山林が3筆、原野が1筆、現況は全て畑です。

面積は合計で10,619㎡です。

貸人のうち、杉山邦雄さん善則さん共有地は、平成2年と平成21年に、杉山邦雄さんエイ子さんの共有地は平成4年にそれぞれ贈与により取得したものです。貸人の眞田元子さんは平成6年に相続により取得したものです。

以前は芝の生産圃場として活用していましたが、それぞれの貸人は多くの農地を所有しており、一部の農地について貸付を考えていたところ、経営拡大を図る借人との間で農地の利用集積を図ることで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者であり、そばの生産を精力的に行っております。経営農地は約106,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、そばを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の、議第26号 番号3～5について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号3～5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和2年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和2年10月12日 (会議録署名人)

6番署名人

杉山 邦利

8番署名人

渡邊 博美